

輸出応援人材育成強化事業業務委託仕様書

1 委託の名称

輸出応援人材育成強化事業業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内市場の縮小が懸念されていることから、海外への販路拡大を目指す企業が増えてきている。海外展開に当たっては、貿易に関する専門的な知識が必要となるが、新たに取り組む企業では専門的知識を持った人材が少ないほか、多くの場合、人材の確保や人材育成にかかる時間の確保等が難しい状況であり、海外展開を進めるに当たり一定のハードルがある。

本業務は、日頃経営指導や相談等に従事している県内の貿易支援機関の職員等（以下「受講者」という。）に対し、貿易知識を習得するための研修を実施することで、県内企業の海外展開を支援するとともに、県内の貿易支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 業務の委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 委託業務の内容等

本事業の業務内容は、次のとおり貿易実務の習得に向けた研修講座を開催することとする。

（1）貿易実務講座の開催

①対象

次の要件を充足する受講者

- ・県内の貿易支援機関等（商工団体、金融機関、自治体等）に勤務する職員
- ・貿易支援に従事している又は貿易支援実務に関心があること

②カリキュラム内容・受講者の募集

本県の貿易動向を踏まえ、初めて学ぶ受講者にも理解できるように、貿易実務の基本知識（貿易の流れ、用語、契約、輸送、書類作成等）を習得できる内容にすること。

なお、受講者募集の実施に当たっては、県と協力し広く周知を行うこと。

③会場とオンライン配信のハイブリッド開催とすること。

④会場等の概要は以下のとおり。

【会場】秋田市内

【時期】令和7年11月～令和8年1月

【受講者数】30名程度

【講座回数】3回程度

⑤開催日時及び会場は、県と受託者が協議し決定するものとする。

⑥受講料は無料とすること。

⑦各回の研修講座ごとにテーマを設定し、受講者がすべての講座に受講できるように編成すること。

⑧講師は、本事業に適した知見や経験を持つ者を選定・手配すること。

⑨研修講座用テキストは、事前に県へ提供し、了承を得ること。

（2）オンライン配信の実施

遠方地域からの参加や悪天候等を想定し、貿易実務講座のオンライン配信を実施すること。内容は次のとおりとする。

①受託者は必要な人員と機材を手配し、受講者の事前受付及び当日の講座のオンライン配信を行うこと。

②受講者は、少なくとも1回以上は会場での受講となるように案内すること。

(3) アンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的に、受講者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。内容は次のとおりとする。

- ①アンケート実施方法は提案によるものとする。
- ②アンケート項目は、県と調整の上、決定すること。
- ③アンケートは各回の研修講座ごとに実施し、集計後、県に報告すること。

(4) 企画提案における留意事項

- ①業務全体のスケジュール及び実施体制を示すこと。
- ②(1)について、本事業の趣旨と合致し、効果的と考えられる講師、内容及び運営体制等を具体的に示すこと。
- ③提案内容に関する経費の内訳を示すこと。
- ④事業目的に合致し、事業効果をより高めるような取組があれば、併せて提案すること。
- ⑤本事業を実施するために必要な受講者の募集、会場の借り上げ、講師の手配、運営スタッフの手配、テキスト等の資料作成、当日の受付、進行管理、実施に係る一切の業務を行うこと。

4 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、成果品その他県が指示する資料等を提出すること。なお、成果品には、研修講座で使用了テキスト及びアンケート調査の分析結果を含めること。

5 その他

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏洩してはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (4) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。
- (8) 本業務の契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含むこととする。